

保護者各位

尼崎市立園田東小学校
校長 西田 一 義

非常変災時における臨時休校と登下校について

平素から、本校教育にご理解とご支援を賜り、有難うございます。
みだしのことについて、本市では次のように定められていますのでご確認ください。
つきましては、このプリントをいつでも参照できるように、ご家庭内の見やすいところに掲示しておいてください。よろしく申し上げます。

1 臨時休校(臨時休業)となる警報が発令された場合

①暴風警報	②大雨警報	③暴風雪警報	④洪水警報
⑤暴風特別警報	⑥大雨特別警報	⑦暴風雪特別警報	

『尼崎市』に、上の警報のいずれかが発令された場合の対応につきましては、次の通りです。

登校前は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報をもとに、各家庭で判断してください。但し情報によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の情報で『尼崎市』が含まれているかご確認ください。

*警報等、気象情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をおすすめします。

登校状況	時刻	気象状況	発令地域	対応
前日	市の方針が 午後5時 までに発表	翌日に大型の台風が直撃するなど、警報等の発令が明らかに予測される場合	・尼崎市 ・尼崎市を含む地域	午後5時をめぐりに教育委員会から学校へ臨時休業の連絡があった場合、警報等の発表の有無に関係なく臨時休業とする。 ミマモルメ(一斉メール配信)で連絡
登校前	午前7時	①～⑦の警報 発令	・尼崎市 ・尼崎市を含む地域	自宅待機 午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報に注意。 ※ただし、市教委が、午前7時時点の警報等の発表の有無に関わらず、気象情報をふまえて安全確保の必要があると判断した場合は、臨時休業とする。
その後 (自宅待機中)	午前9時 までに解除	①～⑦の警報が午前9時(ちょうどを含む)までに解除	・尼崎市 ・尼崎市を含む地域	登校(解除された時点で安全に登校) ・通常の授業 ・給食あり
	午前9時 現在	①～⑦の警報がそのまま発令中	・尼崎市 ・尼崎市を含む地域	臨時休校 午前9時以降に解除されてもそのまま全日臨時休校
登校後	在校中	①～⑦の警報 発令	・尼崎市 ・尼崎市を含む地域	教師引率で下校。 状況によっては学校一時待機やお迎えの要請もあるが、その場合はミマモルメで連絡する。 警報発令が11:00までの場合は給食を食べずに下校
				*帰宅しても保護する者(親、兄・姉等)のいない児童は、学校で一時待機。 *児童ホーム・子どもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたる。

※台風接近時にご家庭が不在となる場合、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、知人、友人宅への避難を依頼しておくなどの準備をしておいてください。

※翌日『尼崎市』に①～⑦の警報が発令される可能性が高い、大型の台風が直撃する等の場合には、尼崎市教育委員会の判断で臨時休校を決める場合があります(ミマモルメで連絡及び前日のうちに尼崎市HP、防災ネット、尼崎市LINE公式アカウントで午後5時までの発表を確認)

裏面もご覧ください

2 地震発生の場合

『**尼崎市**』において、**震度5弱以上の揺れ**を観測した場合の対応は、次の通りです。

登校状況	地震	学校の対応	備考
登校前	・授業日の前日及び当日に 震度5弱以上 の地震が発生した場合	臨時休校	【給食】中止
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」）の発令があった場合	・左の避難情報の発令があった地域を本校校区に含む場合は 臨時休校	【給食】中止
登校後	・ 震度5弱以上 の地震が発生した場合	・地震が発生した時点で、授業を中断し、避難行動をとる。 ・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	【給食】中止
	・尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」）の発令があった場合	・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡し等の判断をする。	
登下校中	・ 震度5弱以上 の地震が発生した場合	・児童は、最も安全と考える場所(学校、自宅、頑強な建物等)に避難する。 ・学校は児童の所在を確認(校内・通学路・避難場所など)する。 ・学校は被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、下校や引き渡しの判断をする。	〈登校時に発生した場合〉 【給食】中止

3 その他の災害発生の場合

※1や2以外でも、学校付近で**局地的な豪雨**や**その他の災害(ガス爆発、火災、雷等)**が発生した場合は、緊急に臨時休校や通学路変更等の措置をとることもあります(一斉メール配信ミマモルメで連絡)。

※非常変災等により、学校園において電気または水道のライフラインが途絶した場合、臨時休校とします。

※自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、**ご家庭の判断**で登校を見合わせてください。

※**地震等の非常変災時**に、学校に保管している特設公衆電話「06-6494-4335、4336、4339」(発信専用)のいずれかから電話がかかってくる場合があります。ご登録よろしくお願ひします。

※電話での問い合わせは、緊急連絡等に支障をきたしますのでご遠慮ください。

このプリントは、家庭内の見やすいところに掲示してください